

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	助産所の業務形態	1 助産所内における業務の実施 2 出張による業務の実施	
2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙室の設置	
5)	医療保険、公費負担等	1 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
6)	妊婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談 2 母乳育児相談 3 栄養相談 4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。） 5 女性の健康相談 6 訪問相談又は訪問指導	その他の育児相談も含む。 思春期の保健対策と健康教育を含む。

【助産所用】**別表 1**

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
7)	医療従事者	1 看護師及び准看護師	
		2 助産師	